

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針

1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、長野県や塩尻市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととします。

維持・管理は、所有者等が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転、又は除却に係る市長への届け出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図ります。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等を調査し、記録を作成したうえで、できる限り価値を残すことを基本とします。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとします。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は所有者に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議のうえ、実施することとします。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図ります。これらの建造物の維持管理は修理を基本とし、保護に必要な場合は、調査に基づく復原を検討します。また、文化財保護のために必要な防災上の措置を講じる際は、専門家や有識者等の意見を参考に文化財の価値の担保に支障を与えない手法を検討し、工事等による影響を最小限に抑えます。

(2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づく現状変更等の届出制度により保護を図ります。これらの建造物の維持管理は修理を基本とします。

民間が所有する建造物の修理等においては、歴史まちづくりにつながる補助制度の活用を促し、関連する審議機関や専門家、有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとします。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定文化財等への登録・指定を検

討します。また、歴史的風致形成建造物を含めた町並みの保存や景観保全のため、文化的景観や伝統的建造物群保存地区制度の活用を検討します。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の特徴を踏まえ外観を主対象に現状の維持を基本とします。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門家、有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとします。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為は、以下のとおりとします。

- ① 長野県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合。
- ② 塩尻市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合。
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。